

(写)

豊島区監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成29年度行政監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

平成30年11月15日

豊島区監査委員	永	田	謙	介	監 委 の 査 員 印
同	鎌	形	満	征	
同	中	川	貞	枝	
同	永	野	裕	子	

(写)

30豊総総発第838号
平成30年10月30日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫 (公印)

平成29年度行政監査結果の報告に係る措置状況等について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>①豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱（以下「プロポーザル方式実施要綱」という）第5条第2項（5）の規定において、選定委員会の事務局は、議事内容の概要を記録するものとされている。</p> <p>しかし、次に掲げる課は、選定委員会議事録が未作成であったり、議事録として内容が不足している、又は議事録の有無が確認できない等の状況であった。同要綱の遵守を徹底された。</p> <p style="text-align: center;">（区民相談課、税務課、文化デザイン課、生活福祉課、地域保健課、学務課）</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>①議事録は作成していたが、内容が簡易なもののみ記録していた。今後は、より詳細な議事内容を記録していく。（区民相談課）</p> <p>選定委員会を3回行ったが第1回議事録については、募集要件の審議・決定についての内容が記載されておらず、内容に不足があった。また、第3回の業者プレゼンについては、議事録の作成が確認できなかった。今後のプロポーザルにおいては、選定委員会については、すべて議事録を作成するとともに、募集要件の審議・決定事項について、議事録への記録を徹底する。（税務課）</p> <p>選定委員会を開催したのは平成25年度であり、当時の音声等の記録が無いため当時の議事録を作成することは困難だが、次回以降は要綱を遵守し、選定委員会後すみやかに議事録を作成する。（文化デザイン課）</p> <p>平成30年度の選定委員会から議事録を作成している。（生活福祉課）</p> <p>平成27年度に実施したプロポーザル方式による事業者選定の、選定委員会議事録の添付については、監査当日提出できなかったが、後日記録が見つかったため、書類一式に綴り直しを実行。今後は、要綱に沿った必要書類の整理を徹底したい。（地域保健課）</p> <p style="text-align: center;">所管課 区民相談課、税務課、文化デザイン課、生活福祉課、地域保健課、学務課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>②プロポーザル方式実施要綱第8条第1項の規定において、プロポーザル方式の採用が決定された場合は、募集要件として同条同項(1)～(12)の事項を選定委員会に付し決定するとされている。</p> <p>しかし、次に掲げる課は、その一部が選定委員会へ付されず、(8)のヒヤリング等に係る事項や、(9)の評価が同点となった場合の措置など、募集要件として審議・決定されていない項目があった。要綱の遵守を徹底されたい。</p> <p>(区民相談課、人事課、庁舎運営課、税務課、文化デザイン課、図書館課、地域保健課)</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>②項番(9)の同点となった場合についての審議・決定が不足していた。今後、同様のプロポーザルを実施する場合は、要綱に記載の各項目を遵守する。(区民相談課)</p> <p>プロポーザル方式実施要綱第8条第1項(9)評価が同点となった場合の措置について、募集要項への記載がなかった。次回プロポーザル契約の際に業者選定委員会にて審議・決定のうえ、募集要項へ記載する。(人事課)</p> <p>指導内容を課内に周知するとともに、今後実施するプロポーザルについては、プロポーザル方式実施要綱の内容を確認、遵守し、適正なプロポーザルの実施に努めていく。(庁舎運営課)</p> <p>豊島区納付案内センター業務運営委託募集要項について、ご指摘の通り(8)のヒヤリング等に係る事項(9)の評価が同点となった場合の措置について記載がなかった。今後のプロポーザルにおいては、「豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱」第8条の募集要件をすべて網羅するとともに、選定委員会に付し決定することを徹底する。(税務課)</p> <p>要綱を確認し、必要事項を選定委員会に付し決定することを徹底する。(文化デザイン課)</p> <p>平成30年度のプロポーザル方式実施案件より、これまで不明確であった「評価が同点となった場合の措置」についても選定委員会に付し、審議・決定する。(図書館課)</p>

平成27年度に行ったプロポーザル方式による事業者選定において、募集要件の一部に欠損があるまま、審議、決定したため、今後は、要綱を確認し、欠損が内容改善する。(地域保健課)

所管部課： 区民相談課、人事課、庁舎運営課、税務課、文化デザイン課、図書館課、地域保健課

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>③プロポーザル方式実施要綱第12条第1項の規定において、提案資格を満たす者として確認した者に対しては、同要綱第16条第1項(1)の規定によりプロポーザル関係書類提出要請書(7号様式)を送付し提案書(8号様式)の提出を求めるものとしている。</p> <p>しかし、次に掲げる課は、確認した者に対し、7号様式による要請書が送付されていなかった。同要綱の遵守を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域保健課)</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>③平成27年度に実施したプロポーザル様式による事業者選定において、提案資格を満たすものに対して、7号様式による要請書を送付していなかったため、今後は、要綱にしたがって、改善する。</p> <p style="text-align: right;">(地域保健課)</p>
	<p>所管部課： 地域保健課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>④プロポーザル方式実施要綱第20条第1項の規定において、受託候補者の特定結果については、契約締結後、(1) 業務名、(2) 業務概要、(3) 主管課の名称及び所在地、(4) 特定した受託候補者の氏名及び住所、(5) その他必要な事項を公表するとしている。また同条第2項の規定では、公表は区ホームページに掲載して行うものとしている。</p> <p>しかし次に掲げる課は、公表していない、又は公表内容に不足する項目があった。同要綱の遵守を徹底されたい。</p> <p>(区民相談課、生活福祉課、庶務課、学務課)</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>④特定結果の公表を失念していた。今後、プロポーザルを実施する際は、ホームページ等での公表を遺漏の無いように確実行う。(区民相談課)</p> <p>以前指名型で実施していたプロポーザルを平成29年度から公募型に切り替えて結果をホームページに公表した。(生活福祉課)</p>
	<p>所管部課： 区民相談課、生活福祉課、庶務課、学務課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>⑤プロポーザル方式により受託候補者の特定を適正に実施するため、プロポーザル方式実施要綱第5条第1項の規定では選定委員会を設置するものとしている。また、同要綱第6条第1項の規定では、選定委員会が特定した受託候補者の提案を公平かつ公正に評価するため、評価委員会を設置するものとしている。これら両委員会は、受託候補者の特定や提案内容の評価を実施するが、同要綱第6条第1項ただし書きの規定では、選定委員会において受託候補者の提案内容の優劣を判定する場合や、評価委員会を設置する必要がないと決定した場合には、評価委員会を設置しないことができるものとしている。</p> <p>しかし、次に掲げる課は、これらの理由により、選定委員会が受託候補者の提案内容の評価を行ったが、一部、選定委員会の委員以外の職員による評価が行われていた。該当課に確認したところ、委託事業内容の専門性が高く、選定委員会の委員のみの評価では不足が生じる可能性があるため、事業を担当する職員も評価に加わったとのことであった。</p> <p>今回のように、受託候補者の提案内容の評価は、必ずしも選定委員会委員のみで行えない可能性がある。該当課においては、必要に応じて同要綱第6条の規定にある評価委員会を設置し、提案内容の公平かつ公正な評価に務められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域保健課)</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>⑤平成27年度に実施したプロポーザル方式事業者選定においては、委託事業内容がきわめて専門性の高いものであったため、管理職で構成された選定委員会以外の専門職による評価を実施したが、今後は、要綱第6条による評価委員会を省略せず、設置して評価するものとし、第5条による選定委員会においても専門職を配置するよう、変更する。</p> <p style="text-align: right;">(地域保健課)</p>
	<p>所管部課： 地域保健課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>(2) 契約書類等における検査事項について</p> <p>①地方自治法施行令第167条の15第2項において、「検査は契約者、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない」とされている。また、豊島区契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）第56条第1項では、「契約の履行に関する検査は、別に区長が任命する職員（検査員）が、契約担当者の指揮監督を受け、当該契約の給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない」としている。さらに、「業務委託契約における監督・検査実施マニュアルVer. 1（平成26年7月契約課）」（以下「監督・検査実施マニュアル」という。）においても、検査員が行う検査については、地方自治法施行令及び契約事務規則で示した同様の内容で記載されている。</p> <p>しかし、次に掲げる課は、本来契約書や仕様書、その他関係書類へ明記されなければならない検査の事項について記載がされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（地域保健課、保育課）</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>(2) 契約書類等における検査事項について</p> <p>①委託契約の一部について、検査員が契約書および仕様書等に基づいて検査する旨の記載が漏れていたが、追加の記載を行った。また、今後の委託契約においては、必ず検査および報告に関する事項4についての内容を記載するものとする。（地域保健課）</p> <p>監査時において、検査事項が記載された契約書や仕様書の提出が漏れていたが、後日、記載のあるものを提出した。また今年度についても契約締結の起案において検査方法を明記し、契約課協議を行っている。（保育課）</p>
	<p>所管部課： 地域保健課・保育課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>(3) 監督員及び検査員について</p> <p>①地方自治法第234条の2第1項の規定では、 「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他 についての請負契約又は物件の買入れその他の 契約を締結した場合においては、当該普通地方 公共団体の職員は、政令の定めるところによ り、契約の適正な履行を確保するため又はその 受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価 の一部を支払う必要がある場合において行なう 工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部 分の確認を含む。）をするため必要な監督又は 検査をしなければならない。」としており、請 負契約の履行確保のためには監督をしなければ ならないとしている。</p> <p>また、地方自治法施行令第167条の15第1項の 規定では、「監督は、立会い、指示その他の方 法によって行なわなければならない。」として いる。本区では、監督・検査実施マニュアルに おいて監督の必要性、意義が明記され、監督方 法等が具体的に示されている。</p> <p>しかし、次に掲げる課は、監督・検査実施マ ニュアルで、「契約締結後は速やかに『監督員 について（通知）』の書式により受託者へ監督 員の氏名等を通知する。」としているが、受託 事業者への通知が実施されていなかった。監 督・検査実施マニュアル及び契約約款に基づく 事務処理を徹底されたい。</p> <p>（庁舎運営課、地域区民ひろば課、国民健康 保険課、ごみ減量推進課、地域保健課、健康推 進課、地域まちづくり課、住宅課）</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>(3) 監督員及び検査員について</p> <p>①指導内容を課内に周知徹底するとともに、業 務委託契約における監督・検査実施マニユアル を参考に、適正な事務処理の実施を図っている。 （庁舎運営課）</p> <p>施設清掃業務請負等の業務委託について、指 導内容を周知徹底した。現在は監督・検査実施マ ニュアルに基づき、監督員を指定後、速やかに受 託事業者へ通知している。（地域区民ひろば課）</p> <p>業務委託契約の監督員の指定通知について、 改めて課内に周知し、通知漏れがないように徹 底を図った。（国民健康保険課）</p> <p>監査終了後、監督・検査実施マニュアルに基づ き、監督員を設置し、委託業務の適正な履行を確 保するよう徹底した。（ごみ減量推進課）</p> <p>委託契約における監督員の通知について、書 面にて通知を行っていなかったため、今後の委 託契約においては、書面による通知を徹底する。 （地域保健課）</p> <p>30年度契約より受託者へ監督員氏名の通知を 徹底した。（健康推進課）</p> <p>監督・検査実施マニュアル及び契約約款に基 づき、契約締結後、速やかに既定の書式により、 受託事業者へ監督員通知を実施するよう課員に 周知し、実施の徹底を図っている。（地域まちづ くり課）</p> <p>監督員については口頭による通知を行ってい</p>

たが、書面での通知行為はしていなかった。監査指摘後、直ちに監督員通知書を作成し、書面にて受託者に通知済である。(住宅課)

所管部課： 庁舎運営課、地域区民ひろば課、国民健康保険課、
ごみ減量推進課、地域保健課、健康推進課、地域
まちづくり課、住宅課

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等	
<p>第2 2 指導事項</p> <p>(3) 監督員及び検査員について</p> <p>②主管課における検査員は、契約事務規則第58条第2項の規定により、主管課長があらかじめ契約課長と協議し、その所属職員のうちから指定するものとしている。指定された検査員は、受託事業者の給付が完了し主管課で検査を実施する場合には、同規則第56条第1項及び第2項の規定に基づき、契約書、仕様書及び計画書その他の関係書類どおりに履行されているか、その内容や数量について検査を行わなければならないとしている。</p> <p>一方、監督員は、同規則第54条第1項の規定により、区長が別に指定する職員が、契約担当者の指揮監督を受け、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき行わなければならないとしている。</p> <p>また、監督員は、検査員による履行後の検査だけでは契約書、仕様書、計画書その他関係書類どおりに履行されたか判断しがたい場合に、必要に応じて現場での立ち会い、工程の管理、使用材料の試験・検査など、受託事業者に対して必要な指示をしなければならないとされている。</p> <p>このように、検査員及び監督員は、それぞれの役割は明確になっている中で、契約事務の手引き（平成28年5月改定契約課）（以降「契約事務の手引き」という。）においても、「主管課検査員は、物品出納員又は監督員を兼ねることはできない。」と、この両者が同一人であってはならないとしている。</p> <p>しかし、次に掲げる課は、検査員及び監督員を同一人が兼ねている状況であった。適切かつ確実な検査及び監督を実施するために、速やかに改善されたい。</p> <p>（庁舎運営課、総合窓口課、国民健康保険課、住宅課）</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>(3) 監督員及び検査員について</p> <p>②指導内容を課内に周知徹底するとともに、平成30年度においては、監督員と検査員について別の人物を指定した。（庁舎運営課）</p> <p>行政監査での指摘がされた後、平成30年1月から検査員を変更し、監督員と検査員は同一人にならないよう改善した。監督員、検査員は適切かつ確実な検査及び監督の実施に努めている。（総合窓口課）</p> <p>業務委託契約の監督員と検査員について改めて課内に周知し、監督員と検査員が兼ねることがないように徹底を図った。（国民健康保険課）</p> <p>監査指摘後「契約事務等の手引き」の趣旨に則り、監督員について検査員と重複しないよう改善を行ったところである。（住宅課）</p>	<p>所管部課： 庁舎運営課、総合窓口課、国民健康保険課、住宅課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>(4) 再委託について</p> <p>①随意契約の相手方が、契約内容の全てを第三者へ再委託することは、豊島区随意契約ガイドライン（以下「随意契約ガイドライン」という。）において禁止されている。ただし、随意契約の相手方が、契約内容の一部を第三者へ再委託する場合は、あらかじめ再委託先の称号又は名称及び住所、再委託を行う業務範囲、再委託の必要性や契約金額を記載した書面を、随意契約の相手方から区に提出させ、再委託を行う合理的理由や再委託先の業務履行能力等を審査し、適当と認められる場合には承諾書を契約相手方へ通知して再委託を承諾するものである。</p> <p>また、随意契約を含む請負契約の「約款」においても、同様の内容が明記されている他、契約事務の手引きや、「業務の委託に係る個人情報」の安全確保のために守るべき事項（平成28年4月1日政策経営部長決定）」においても、再委託に関する事務処理方法等の指示がされているところである。</p> <p>しかし、次に掲げる課は、契約相手方から区に対して再委託の協議書が送付されないまま再委託が行われており、事故等発生した場合の責任の所在が不明確な状況になっていた。事業者との契約時には、再委託に関する状況等を確認し、随意契約ガイドラインや契約事務の手引きに基づく再委託がされるよう、契約相手方に対し適切な指導をされたい。</p> <p>（企画課、人事課、庁舎運営課、保育課）</p> <p>なお、次に掲げる課は、契約相手方からは再委託に関する協議書が提出されていたが、区において協議書の内容審査は実施したものの、契約相手方に対して再委託の承諾書が送付されて</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>(4) 再委託について</p> <p>①豊島区随意契約ガイドラインの規定を順守するよう、改めて職員に対して周知徹底した。平成30年度の随意契約締結時には、契約内容の一部を再委託することの必要性、内容（高い専門性を要するホームページの管理技術やプロモーションの手法）を事前に聞き取ったうえ、審査し、適当と判断したため、再委託先の所在地、名称、代表者、再委託の業務内容、理由を記した協議書を事業者から受領、検査し、再委託に関する承諾書を事業者へ送付している。（企画課）</p> <p>平成29年度業務委託契約から、契約相手方から再委託に関する協議書の提出を受け、内容の合理的理由や再委託先の業務履行能力等を審査し、承諾書の通知をもって承諾している。（人事課）</p> <p>現在、委託契約の相手方に、再委託についての必要書類の提出を求めているところであり、書面確認後に承諾書を相手方に通知する。今後とも、課内に指導内容の周知徹底を図り、再委託が行われる場合には、豊島区随意契約ガイドラインに基づく手続きを遵守するように努めていく。（庁舎運営課）</p> <p>監査指摘により、速やかに再委託に関する協議・承諾書の送付を行った。新年度においては、4月1日当初において協議・送付する。（保育課）</p> <p>随意契約ガイドラインや契約事務の手引きに基づき、契約相手方から再委託の協議書が提出された場合は、内容審査を実施し、適当と認め</p>

<p>いなかった。承諾書の通知をもって再委託を承諾をするものであるため、随意契約ガイドラインや契約事務の手引きに基づく事務処理を徹底されたい。</p> <p>(地域まちづくり課、住宅課)</p>	<p>られた場合は、必ず承諾書を相手方へ通知するよう課員に周知し、適正な事務処理実施の徹底を図っている。(地域まちづくり課)</p> <p>監査指摘後、直ちに再委託承諾書を作成し、受託者に書面にて通知済である。(住宅課)</p>
	<p>所管部課： 企画課、人事課、庁舎運営課、保育課、地域まちづくり課、住宅課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(1) 委託の推進に関すること</p> <p>① 業務委託の新基本方針・新ガイドラインの策定について</p> <p>現在、事務事業の業務委託及び公の施設の指定管理者などについて、平成17年6月策定の「外部委託推進ガイドライン」の中で、これら外部委託の基本的な考え方、基準及び留意事項についての指針が定められている。しかし、この策定からすでに10年以上が経過しており、その間に契約関係では「随意契約ガイドライン」、指定管理者制度関係では「指定管理者制度運用指針」などの具体的なガイドラインが策定されてきている。</p> <p>また、区は、今後も増大する行政需要に応じるために、公民連携の方針の下で民間活力の活用について要請され、業務委託についても拡大していくものと見込まれる。</p> <p>しかし、その一方で、業務委託を巡り、地方自治体において、契約手続きでの安易な前例踏襲による不適切な処理や実施でのいわゆる偽装請負といわれる課題、長年の事業者委託による自治体の業務管理能力の低下の恐れなど、種々の課題が指摘されてきている。</p> <p>本区においても、こうした委託に関わる諸課題に対処しつつ、限られた財源の下、区民により質の高い行政サービスを持続、安定して提供していくために、業務委託にかかわる方針・指針・運用仕組みについて見直しが必要と考える。</p> <p>その際には、①委託するに当たって、民間との役割分担、区の責任範囲、事務事業の新規委託・委託継続する際の目的・必要性、委託を活用する分野、委託の実施計画及び委託業務の管理体制に関する方針を明確にする。</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(1) 委託の推進に関すること</p> <p>① 業務委託の新基本方針・新ガイドラインの策定について</p> <p>委託料の予算計上に当たっては、見積書の内容を精査するとともに、他の事業者の見積もりとの比較、類似事例価格の把握や、他自治体や民間での価格状況、数年間の決算額などの実例を参考にしながら、予算額を積算している。(財政課)</p> <p>業務委託にかかわる方針・指針については、リスクマネジメント推進本部の下命を受けた検討部会に設置されたワーキンググループにおいて「外部委託推進ガイドライン」の改定に向けた検討を行っている。</p> <p>なお、検討に当たり、監査の意見にある内容のほか、事前・事後のチェック体制、履行中のモニタリング、効果を確認する評価指標の設置、職員の業務遂行能力の維持なども入れることも検討する。(行政経営課)</p> <p>委託先における個人情報の保護については、方針及び指針に当たる「業務の委託に係る(特定)個人情報等の安全確保のために守るべき事項」に基づき取り扱うものとしている。</p> <p>この中で、委託先が適正に個人情報を取り扱うために、必要な制限を付し、義務を課すこととし、契約に際しては仕様書に特記事項として付すものとしている。</p> <p>なお、(特定)個人情報等に係る業務委託を行う場合は、基本的に行政情報公開・個人情報保護審議会に予め諮問することとなっており、特記事項は審議の対象となっている。(区民相談課)</p>

②契約するに当たって、委託の業務内容、費用対効果、事業者の選定方法、委託の履行状況の確認・指導、履行実績の検証・評価の方法、委託の見直し・改善に関する指針、利用者の安全性等の確保、及び情報セキュリティ・個人情報保護の対策などを具体的に明示した方針及び指針を策定することが必要である。

特に、事務事業の業務委託を推進するに当たって、有効性、効率性及び経済性の観点から、導入時の検討・計画、実施、実施後の検証・評価、評価後の見直し・改善について、各段階で委託の成果を挙げられるようなPDCAサイクルによる運用の仕組みづくりに留意する必要がある。

現在、本区において業務委託は、毎年度多くの課で実施され、多額の現在、本区において、業務委託は、毎年度、多くの課で実施され、多額の委託料が投入されている。こうした業務委託の方針、指針に基づき、各部課が業務委託について検討、実施、見直しを的確に行い、委託目的に応じた成果が挙げられるようにするとともに、業務委託を適正かつ効率的に実施ができるよう、内部統制の仕組みを合わせて構築する必要がある。

今後、区は、より効率的で効果的な業務委託を推進するために、事務事業の業務委託の推進に関する新たな基本的な方針及び統一的なガイドラインを策定されるよう取り組まれない。

また、新たな基本方針・ガイドラインの的確な運用に必要な内部統制のための仕組みづくりに取り組まれない。

(財政課、行政経営課、情報管理課、区民相談課、契約課)

委託契約に係る情報セキュリティ対策については、豊島区情報セキュリティ対策基準の第3章に外部委託に関する管理の規程がある。この規定の遵守並びに職員への啓発は、これまでも情報セキュリティ内部監査または各課の自己点検の中で毎年行っている。

今年度は、さらなる周知強化のため「豊島区職員のための個人情報保護・情報セキュリティハンドブック」を改定し適正な運用を図る。(情報管理課)

業務委託を含め、事務執行上のリスクを対象に2020年4月の改正地方自治法の施行に向け、区として求められる内部統制のあり方を検討し体制整備をしていく。(総務課)

個々の契約において適正に事務処理が行われるためにも、内部統制は必要と認識している。ガイドラインの策定にあたっては行政経営課をはじめとした関係各課と連携しながら、契約課としては主に適正な契約の徹底という観点から取り組んでいく。(契約課)

所管部課： 財政課、行政経営課、情報管理課、区民相談課、契約課

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(1) 委託の推進に関すること</p> <p>② 委託の内容について（一括発注の促進） 今回の監査において、同種の業務を主管課ごとに委託がされている場合や、施設管理業務等で同種の業務を施設ごとに別々の業者に分けて発注している場合が散見された。同種の業務について所管する各課を跨って委託する、又は各施設を跨って委託するなど、同一業者に一括的、包括的に業務を発注した方が効率的な場合がある。</p> <p>なかでも施設・設備管理関係については、各施設が、個別に業務（例えば、清掃、警備など）を委託している場合が多く、これを一括して委託することにより、スケールメリット等を反映した経費の引き下げが可能になることが考えられることから、同一施設での包括的な委託や複数施設での同種業務の一括発注について検討されたい。</p> <p>なお、検討に当たっては、業務の規模拡大によりスケールメリットが図られ、コスト削減が期待できる一方で、業者の受注機会の減少が考えられるので、特に区内中小企業者の参入機会については十分に留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課、関係各課）</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(1) 委託の推進に関すること</p> <p>② 委託の内容について（一括発注の促進） 現在、清掃や警備等を一括して契約している例はなく、清掃や警備といった個々の業務を専門とする業者に委託を発注している。これらを一括して一社に委託した場合、結果的に業務を再委託することも想定され、区内中小企業者等の育成という観点から、慎重に検討していく必要があると考える。</p> <p>また、複数施設での同種業務の一括発注は、地域区民ひろばの清掃業務等において、比較的近距离にある施設を単位とする委託実績があり、スケールメリットによる事務量やコストの削減という点で、一定の効果を確認している。同種業務の一括発注を広げていくうえでは、効率化だけではなく、区内の産業育成という視点も重要になることから、個々の施設の規模や、一括して発注する施設数について、十分検証しながら進めていきたい。（行政経営課、契約課）</p>
	<p>所管部課： 行政経営課、関係各課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(1) 委託の推進に関すること</p> <p>③ 委託の効果について</p> <p>平成29年度豊島区行政経営白書によれば、委託の財政効果として、平成6年の委託から正規職員削減数490名、効果額19億円の財政効果が得られたとしている。</p> <p>財政効果については、委託導入時点からの正規職員削減数をベースにした人件費比較での効果額である。委託の効果をより明確にするためには、一定期間ごとに、委託業務内容について、その時点での非常勤職員を含む直営コスト（必要とする職員数、人件費）と委託コストとの比較などが考えられる。</p> <p>また、委託の効果进行评估するにあたっては、「なぜ委託するのか（委託の目的）」を明確にし、費用に見合う成果（目的達成）があったか否かの効果評価を行うことも重要である。委託に求められるのは、業務を単に外部化し経費を削減することだけではなく、期待される行政サービス向上等の成果をあげることもあるため、この観点からも十分に評価する必要がある。</p> <p>今後、区は、委託の目的である行政サービスの維持向上の観点から委託の効果进行评估するとともに、財政効果について導入当時の職員削減数をベースにした効果額のみならず、委託業務を直営で実施するのに必要な職員数、人件費等と業務委託料との比較を行うなど、委託効果が一層明らかになるよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(1) 委託の推進に関すること</p> <p>③ 委託の効果について</p> <p>外部委託による財政効果の算出方法については、従来、委託導入時点の正規職員削減数をベースにした人件費の比較により効果額を算出する方法を採用してきた。</p> <p>委託の効果をより明確にする上で、現時点で、直営に戻した場合の費用を仮定した分析を行うことも有効な方法と考えており、より実態に即した手法を検討していく。（行政経営課）</p>
	所管部課： 行政経営課

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(2) 委託の契約方法に関すること</p> <p>①委託先の選定について</p> <p>今回の監査での調査結果によると、豊富な経験と専門的知識を持ち、業務に精通し、過去に実績等があるなどの理由から、業務委託契約全体の599件、72.3%を、特命随意契約が占めている。</p> <p>なかでも5年以上同一業者と業務委託している特命随意契約が、平成28年度全委託契約のうち、240件、29.0%を占めており、過去の実績等を理由として、長年にわたり同一業者と継続して随意契約（特命随意契約）している場合が見られた。</p> <p>このように委託契約の多くが特命随意契約であるが、同一の受託事業者との随意契約が長期間にわたり継続している場合や同一事業者と単年度契約を複数回している場合において、契約価格（単価・総価）が同一水準で推移している場合があった。</p> <p>特に、施設運営業務あるいは継続性のある維持管理業務、メーカーが設置した設備機器類の点検整備、システム改修・管理などを保守管理業務にこうした傾向が見られる。</p> <p>特命随意契約は、競争によるコストの低減など経済性が発揮しにくく、その契約方法によることは、経済性の観点から、より慎重な運用が求められる。</p> <p>特に業務委託においては、委託先事業者の選定は重要な問題であり、事業者選定の如何により委託の成否が左右されることも考えられることから、区は委託先事業者を最も適切な契約方法により選定するとともに、公平に事業者を選定する姿勢が常に要請される。</p> <p>例えば、施設・設備・システム等の保守管理業務等の委託の場合は、そのメリット（業務、</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(2) 委託の契約方法に関すること</p> <p>①委託先の選定について</p> <p>適正な業務委託の運用と効率的な業務委託となるよう、事前・事後のチェック体制、履行中のモニタリング、効果を確認する評価指標の設置などを検討する。</p> <p>検討に当たっては、リスクマネジメント推進本部の下命を受けた検討部会に設置されたワーキンググループにおける「外部委託推進ガイドライン」の改定に合わせて検討する。（行政経営課）</p> <p>特命随意契約は一般競争入札を原則とする地方自治法において、あくまで例外的なものとして、地方自治法施行令167条の2に限定的に列挙された場合に限り締結できるものであり、本区においても、施行令の趣旨を踏まえた運用手引きとして、「豊島区随意契約ガイドライン」を策定し、契約事務を行っているところである。</p> <p>また、特命随意契約を締結するにあたっては、必ず事前に契約課に対する事前の協議を義務づけており、各主管課から示される特命随意契約の理由が、施行令に照らし妥当かどうかを厳正にチェックする体制としている。</p> <p>長期にわたって同一の事業者と随意契約を結んでいる事例があることは事実であるが、単に過去の実績があるという理由だけではなく、当該事業者でなくては業務の遂行が困難であるという理由により随意契約を締結しているものであると認識している。</p> <p>しかしながら、入札やプロポーザル等により一層のコスト削減が図れるかどうかについては、慎重に検討しながら、さらに厳正な姿勢で事前協議を行っていく。（契約課）</p>

機器の習熟、ノウハウや技術、特許許諾、実績良好で高い信頼度)とデメリット(競争による委託料見直し意識の希薄化、長年の委託による職務効率の低下等の可能性などの課題)を十分検討する。また、調査・研究等のコンサルタント委託の場合には、他の専門的な機関・団体、先進自治体及び専門家などから情報や助言等を求める。

このように、適切に委託業務の実状を把握し、自治体内外の状況を調査し、単なる委託先との継続を優先にした前例の踏襲に陥らないよう、定期的に事業者の選定方法について点検及び見直しを図る必要がある。

特に、委託料が多額な場合で、かつ同一業者への委託が長期にわたり継続している場合には、一定期間ごとに競争入札やプロポーザル方式等の導入により競争性の確保を図る必要がある。

そのため、主管課において、委託事業者の委託事業実績、経費を精査するとともに他の委託可能事業者の意向や他自治体の委託実施状況などを調査して、競争性による行政サービスの向上や実施経費の軽減を図る観点からプロポーザルや指名競争入札等による契約方法への移行等を定期的に検討する必要がある。

なお、現在、契約課において、行政サービスの維持向上を図る目的から、業務委託に関する委託成績評定を行い、その結果を随意契約や総合評価方式一般競争入札に反映させるための仕組みを本年度から警備、清掃、施設管理等の定型的な業務を対象に試行中である。

今後、区は、より効率的な業務委託を実施するために、長期間にわたる特命随意契約について、透明性、競争性の観点により、指名競争入札やプロポーザル方式による随意契約への移行が図られるように検討されたい。

(行政経営課、契約課、関係各課)

所管部課： 行政経営課、契約課、関係各課

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(2) 委託の契約方法に関すること</p> <p>② 長期継続契約の活用について</p> <p>長期継続契約制度は、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければならない役務の提供がその対象となるものであり、毎年度競争させるよりも業務の性格から行政サービスを安定的に確保するために継続的な長期の契約とするものである。</p> <p>この長期継続契約は、一定期間、業務を委託することで事業者が安定的に業務を運営することができ、また、受託事業者が一定期間、当該業務に携わることにより従事者のスキルや事業者の業務管理能力が上がるため、結果として必要な人員の減、ひいては委託料の削減が期待できるものである。さらに、委託期間後に他の事業者との競争の機会を付与することにより効率的な運営を図ることができるとともに、区としても新たな委託水準の設定とコスト適正化の機会を設定できるものである。</p> <p>今回の監査では、競争入札では毎年度受託事業者が変わることが多くなるため、委託業務の継続性の観点から単年度特命随意契約を継続しているものや、警備、清掃業務等で4月1日から直ちに役務の必要であるが、単年度の随意契約のまま更新を続けて、長期継続契約としていない場合があった。</p> <p>契約課において、長期継続契約の適用について適切に判断されているものの、施設の清掃及び警備、設備機器の運転及び保守管理等に関する業務での活用が十分な状況とは言えない。</p> <p>こうしたことから、業務委託においては、条例、取扱要綱及び運用指針により契約内容が長期継続契約を適用できる場合には、民間事業者</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(2) 委託の契約方法に関すること</p> <p>② 長期継続契約の活用について</p> <p>長期継続契約は地方自治法 234 条の 3 において債務負担行為の例外と位置付けられ、債務負担による契約においては義務費となっても、長期継続契約では必ずしも義務費とはならないと解されているところである。</p> <p>したがって、電気、ガス、電話等の契約のように、事前に債務の全てが確定せず、使用した量に応じて支払う契約が長期継続契約に最も適しており、委託契約等については、「来年度予算の削減・削除があった場合には契約を解除する」旨の条件を附した場合に限り、締結が可能となる。</p> <p>これを踏まえ、本区では「豊島区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」及び「豊島区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」に則り、適切に処理を行っているところである。</p> <p>長期継続契約の、メリットは十分に認識しているが、本来債務負担行為で契約するところであり、翌年度以降の予算充当がなければ、契約できなくなる可能性もあるため、制度の活用にあたっては個別の事情を勘案しながら進めていく。(契約課)</p>

による一定期間での安定した行政サービスの提供や一定の品質の業務を確保する観点からできる限り活用する必要があると考える。

今後、区は、同一事業者により一定期間、業務委託を安定継続させながら、単年度コストばかりでなく契約期間全体のコストで判断ができ、かつ、そのコストの低減を図れる場合には、長期継続契約の条例、取扱要綱等の適用条件を適切に判断しつつ、長期継続契約をより円滑に活用できるよう努められたい。

(契約課、関係各課)

所管部課： 契約課、関係各課

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(3) プロポーザルに関すること</p> <p>①プロポーザル方式の適用基準の明確化について</p> <p>業務委託において、適切な委託事業者を選定する方式としてプロポーザルは有効な方法の一つであるが、その適用範囲は限定されている。現在、「プロポーザル方式実施取扱要綱」において、適用対象となる業務は、「高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務」、「本区において発注仕様を定めることが困難等で標準的な業務の実施手続が定められていない業務」及び「その他プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うことが適当であると認められる業務」の3区分に限られている。</p> <p>このプロポーザル方式による委託契約状況は、平成28年度の主管課契約以外の業務委託契約の829件のうち36件、4.3%である。</p> <p>区は、主管課が委託業務について、適正なコストで高い能力を持つ事業者を選択できるプロポーザル方式の採用の可否を円滑に判断できるようにするため、プロポーザルが適用できる業務範囲をより具体的に明示されるよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(契約課)</p> <p>②プロポーザルの活用について</p> <p>プロポーザル方式による随意契約について、新規委託先選定時でのプロポーザル実施後も業務委託を継続していく場合においては、競争性、公平性、透明性の観点から定期的にプロポーザル方式又は指名競争入札を実施すべきである。少なくとも業務の一定の質の確保・継続と競争による委託料の適正化を図るために、プロ</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(3) プロポーザルに関すること</p> <p>①プロポーザル方式の適用基準の明確化について</p> <p>「プロポーザル方式実施取扱要綱」に適用範囲を限定し、3つの区分を示している理由として、本来入札で契約すべきところ、プロポーザル選定による随意契約とするからには、入札では事業の目的や期待する成果を達成できない業務を対象とする必要があるためである。</p> <p>委託業務の内容は多岐にわたるため、具体的に業務範囲を明示することは、困難であることから、今年度よりプロポーザル方式採用チェックリストの作成を義務付け、プロポーザル方式を採用することが適切であるか、チェックリストに基づいて確認を行っているところである。(契約課)</p> <p>②プロポーザルの活用について</p> <p>プロポーザルについては、初年度にプロポーザル選定を行った後、契約締結を行い、業務内容・履行実績が良好であれば2回目までは特命随意契約ができる契約を締結している事案は多く見られる。</p> <p>これらについては、3年経過した後は、再度プロポーザル選定を実施し、改めて内容を十分に精査し契約している。</p>

ポーザル方式の適用を定期的実施していく必要がある。

特に最初のプロポーザル以降、長期間、同一事業者と随意契約を継続して業務委託している場合において、2年目以降、当然のように単年度特命随意契約とするのではなく、プロポーザル方式の実施又は指名競争入札による契約への移行の可否や業務内容等によっては長期継続契約を検討すべきである。

今後、区は、主管課が業務委託を進めるにあたって、実績のある事業者による一定期間の業務継続と適切な競争性等の機会の確保を図る観点から、定期的なプロポーザル方式が実施されるよう検討されたい。

区は、業務委託の競争性のある事業者の選定方法として、プロポーザル方式の利点を生かしつつ、その活用が進むよう努められたい。
(契約課)

また、競争入札でも、十分対応できる業務であると判断した場合は、競争入札に切り替えている。(契約課)

所管部課： 契約課

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(3) プロポーザルに関すること</p> <p>③専門家の活用について</p> <p>プロポーザル方式対象となる委託業務は、単純・定型的な業務ではなく、本来、相当程度に専門的な業務・サービス内容が求められるものである。</p> <p>したがって、業務を委託される事業者の業務遂行能力や経営力等の水準、力量の差が委託の目的の実現、委託の成果に大きく影響する。</p> <p>そのため、委託事業者の選定に当たってプロポーザル方式を適用する場合には、委託対象業務に求められる専門的な内容等とともに、契約価格及び事業者の専門的能力、経営力等の能力面、自区内や他の自治体等での業務実績面などについても事前に十分に調査検討すべきである。</p> <p>なかでも、IT関係業務や、窓口等の定型的専門性のある業務などの委託の際には、委託業務内容の専門性に応じた見積もりや受託可能事業者の状況把握をよりの確に行うために、コンサルタント事業者の専門的助言によるRFI（情報提供依頼）等の活用を図ることは有益である。</p> <p>今後、区はプロポーザル方式のよりの確な実施のために専門家の活用に取り組まれない。</p> <p>また、このような活用例や各業務分野のプロポーザルの実施状況について、各部課で共有することでプロポーザルが円滑に実施できるよう取り組まれない。</p> <p>なお、受託候補事業者の選定のための選定委員会及び評価委員会において、外部の専門家の参加を求めることや、事前の応募書類審査での審査・評価の方法、事業者選定に当たっての評価基準や価格評価等の方法などについて、専門</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(3) プロポーザルに関すること</p> <p>③専門家の活用について</p> <p>事業者選定にあたって、専門家の活用については、業務の内容、範囲、特殊性などを考慮し、個別具体的に検討する。専門的知識が必要な場合には、専門家を活用し、より効果の高い業務委託となるようにしていく。(行政経営課)</p> <p>「プロポーザル方式実施取扱要綱」第5条第2項第2号において、「業務の内容、重要度及び規模に応じて適宜外部委員を加えることができる」と定めている。外部委員の専門的知見を選考過程に反映させることは重要な視点であるが、数百万円の規模の契約にまで外部委員を入れるとかえって効率性を欠く結果にもなりかねないため、主管課の判断としている。したがって、現段階では例えば一定の条件で外部委員を義務付ける等の方法も選択肢としてはあるものの、慎重に検討していきたい。(契約課)</p>

家の意見を求める工夫などについても検討されたい。

(行政経営課、契約課)

所管部課： 行政経営課、契約課

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(4) 委託内容に関すること</p> <p>① 委託料について</p> <p>委託料は、委託の目的である役務に係る取引の実例価格・需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に積算しなければいけないが、実際は、前年度までの実績に基づく場合や現受託事業者からの1者見積もりを参考とする場合がある。</p> <p>委託料について、業者の見積もりを参考にする場合には、安易に業者の見積もりをそのまま採用するのではなく、見積書の内容を精査するとともに、他の事業者の見積もりとの比較、類似事例価格の把握や、他自治体や民間での価格状況などの実例を参考にしながら、適切な委託料を積算する必要がある。</p> <p>また毎年度、委託業務内容に基づき積算した委託料と決算額とを比較し、差額が生じている場合は、差額の要因を含めた検証する必要がある。</p> <p>区は、委託料の適正な見積もりのために、具体的な価格情報や積算方法について関係部課が共有し活用できるように検討されたい。</p> <p>なお、その積算に当たっては、職員自らの調査による検討を基本としつつも、専門家、コンサルタントの助言などの有効活用も併せて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政課、契約課)</p> <p>② 仕様書について</p> <p>今回、監査を行った業務委託契約のうち、5件の業務委託契約について、検査員が実施する</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(4) 委託内容に関すること</p> <p>① 委託料について</p> <p>委託料の予算計上に当たっては、見積書の内容を精査するとともに、他の事業者の見積もりとの比較、類似事例価格の把握や、他自治体や民間での価格状況、数年間の決算額などの実例を参考にしながら、予算額を積算している。(財政課)</p> <p>「随意契約ガイドライン」において、主管課契約では金額により聴取すべき見積り件数を定めている。また、契約課契約においては、主管課で適正な積算を行うことが、ひいては入札の適正性や公平性につながると認識しているところであり、2者以上から見積もりを取るにより、適正金額を把握するよう指導しており、今後もより一層の徹底を図っていく。(契約課)</p> <p>② 仕様書について</p> <p>業務委託契約については、あらかじめ定型化できる条項を請負約款として定めたうえで、より具体的な内容について各主管課において、</p>

検査に関する事項について、仕様書等に必要記載がされていなかった。また、新旧受託事業者間の業務の引継ぎや業務履行状況の記録作成、区への報告の励行など委託業務を円滑に実施する上で必要な事項が不明確な場合など、受託者の確実な委託事項の履行及び発注者である区の責任ある関与、関係法規の確実な遵守など、業務委託にとって必要な事項の契約仕様書等での定めが十分でない場合があった。

業務委託に当たっては、契約に基づき、事業者は委託業務の目的・内容を実現し委託の成果を明確にし、区は契約の実施について責任ある関与を果たし、また、契約当事者である事業者及び区は関係法規等を遵守しなければならない。

そのため、業務委託内容を契約・仕様書等で具体的かつ網羅的に定めることが必要不可欠である。さらに、同様の業務委託については、委託の内容や履行にばらつきや齟齬が生じないように、契約仕様書の標準化を進めることが必要である。

例えば「区民ひろば仰高外24施設清掃業務請負」においては、仕様書の作成についてコンサルタントを入れ、専門家の視点での標準的仕様書の作成を試みているが、このような専門家の活用による仕様書作成も履行性の観点で有効な取り組みである。

今後、区は、適正性、実効性のある業務委託を実施するため、主管課において具体性、明確性、網羅性のある業務委託内容が定められるように、各委託業務分野別の標準仕様書等を作成するなどして、契約仕様書に基づく履行による行政サービスの向上に努められたい。

(行政経営課、契約課、関係各課)

個々の業務の内容に即して仕様書を作成することとしている。

また「契約事務の手引き」に仕様書の作成例を12例記載しており、最低限記載すべき事項は確認できるようにしている。

仕様書を標準化するにあたっては、業務を一定程度分類したうえで、標準化することが合理的と考えられるが、委託業務の内容は多岐にわたり、委託内容に共通性のあるものが一部に限られる。そのため、標準化が効率化に必ずしもつながらない業務もある。

また、コンサルタントを入れ作成した清掃業務の共通仕様書については、標準化の狙いを主管課に理解させ、使い勝手等のメリットも実感してもらいながら、普及に努めていっているところであり、この状況を見つつ他の業務についても状況に合わせて検討を進めていく。(契約課、行政経営課)

所管部課： 財政課、行政経営課、契約課、関係各課

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(4) 委託内容に関すること</p> <p>③ 再委託について</p> <p>今回の監査対象の業務委託のうち、再委託に関する手続きを踏まずに契約内容の一部が再委託されていたものが6件、再委託の手続き上、事業者からは再委託に関する書面が提出されたものの再委託の承諾の通知がされていないものが2件見受けられた。</p> <p>再委託は、一括再委託は禁止であり、一部業務の再委託は区の事前承認事項である。</p> <p>区が業務の委託先を選定する場合に、委託先の履行能力、経営状況等を調査検討して決定していることから、受託事業者が発注者である区が関与しない第三者に業務を再委託することになれば、契約の相手方である受託事業者の選定が形骸化しかねず、また契約の履行について責任の所在が不明確になり、契約の内容に添った適正な履行が確保されなくなる恐れがある。</p> <p>このため契約書に再委託について、事業者を確認し必要があれば適正な手続きを行うことが必要である。</p> <p>再委託は、主管課において、その有無や内容について、事業者の選定段階から調査し、随意契約の場合での事業者選定の理由との関係を含め十分に検討するとともに、再委託を必要と認める場合には事業者が発注者である区の事前の承諾を確実にを行うなど、再委託の手続を適正に行われるよう取り組まれたい。</p> <p>また、業務の大半を別業者に再委託することは、随意契約として事業者を選定した理由、根拠に抵触する恐れがあるので慎重に検討されたい。(契約課、関係各課)</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(4) 委託内容に関すること</p> <p>③ 再委託について</p> <p>委託内容の主たる部分を再委託することにより、契約が有名無実化しないよう、今年度8月23日付文書「業務委託・請負契約の再委託について」により各課へ通知を行ったところである。今年度からの新たな取り組みとして、契約課契約における再委託を行う際には、必ず契約課に事前協議することとし、チェックリストの作成・提出を義務付けた。</p> <p>チェックリストにおいては、「契約書の記載上、再委託が可能となっているか」「再委託業務の内容、範囲が明確になっているか」「再委託業務の範囲が、業務の全部または主たる部分となっていないか」等をチェック項目としており、事前に契約課で確認したうえで再委託の承諾通知を送付するようになっている。(契約課)</p>
	<p>所管部課： 契約課、関係各課</p>

**平成 29 年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第 2 3 意見・要望</p> <p>(5) 委託の履行に関すること</p> <p>①履行の確認・検査、指導について</p> <p>今回の監査においては、提出された調査票や資料について、履行の確認・検査、指導に関して特段の問題点は見受けられなかった。しかしながら、指導事項で記載したとおり、検査員と監督員を同一人が兼ねていたり、監督員について受託事業者へ通知が実施されていなかったなど、手順の不備が見られた。</p> <p>委託業務の履行状況の確認は、契約・仕様書等において定めた事項について、受託事業者が契約内容を誠実に履行する義務があり、区は委託業務の履行により委託の目的が達成できているか確認する責務がある。</p> <p>監督は、契約の性質により、検査だけでは契約の目的である給付内容の確認が万全でないものについて、履行の過程において、立会い、確認等を行うことによって、適正な履行を図るものであり、検査は、契約に基づくサービス等の給付について、契約の内容である委託業務の品質等が、契約内容に適合しているかを確認する行為であり、いずれも契約内容の適正な実現のために必要不可欠である。</p> <p>そのため、契約仕様書において、受託事業者が行うべき具体的な事業・業務計画、事後報告の定期的な文書の提出を定めるとともに、主管課がその内容の確認・点検・検査を行い、必要に応じて検査等に基づく指導、是正を行うことを明示し、かつ実施状況の報告を行わせる具体的な記載が必要である。</p> <p>また、委託契約締結後の監督・履行確認については、事業者の業務の適正な履行を確保する</p>	<p>第 2 3 意見・要望</p> <p>(5) 委託の履行に関すること</p> <p>①履行の確認・検査、指導について</p> <p>情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務上の利用者の安全配慮・確保、障害者等の配慮措置等の確実な履行を担保するために、定期的なモニタリング手法について検討する。</p> <p>検討に当たっては、リスクマネジメント推進本部の下命を受けた検討部会に設置されたワーキンググループにおける「外部委託推進ガイドライン」の改定に合わせて検討する。(行政経営課)</p> <p>主管課検査員については、年度当初に各主管課から契約課に対し、検査員名簿の提出を義務付けており、これを一覧にまとめたうえで、全庁が閲覧できるように職員ポータルに掲載している。また、検査員と監督員の兼任の禁止や事業者への通知については、契約課より文書による注意喚起を行っているが、主管課の理解が進んでいない状況にある。今後も文書による通知や研修の機会をとらえ指導を続け、各主管課の理解を即していく。(契約課)</p>

ために重要である。

したがって、業務委託について、「業務委託における監督・検査実施マニュアル」に基づき履行確認することをさらに徹底されるよう取り組まれない。

一方、履行状況の確認や成果物の検査を適切に行い、支払手続を正確に行うことは当然であるが、それに止まらずに、詳細な実績、委託料の内訳は、今後、同一の委託業務あるいは類似委託業務のあり方を検討、見直しを行う際には参考となるものである。成果物とともに委託先の技術・ノウハウや特長、問題点などの情報も区として記録することで、今後の業者選定にも役立つと考えられるため、今後、検討されたい。

また、委託業務の中の情報セキュリティ対策・個人情報保護措置、業務上の利用者の安全配慮・確保措置、障害者等の配慮措置等について、より具体性のある定めを設けるとともにその実施結果の報告を求める仕組みが必要である。

区は、業務委託について、業務委託成績評定試行要綱の運用による業者に対する指導強化も活用しながら、より一層、各主管課が受託事業者の契約履行の確認・検査を的確に行い、また受託事業者に対して必要な指導を図ることができる仕組みを検討されたい。

なお、「納付案内センター業務運営委託」は、委託業務に必要な最少限度の個人情報のもと、納税案内、滞納催告案内のセンター運営において個人情報保護を重視した情報セキュリティ対策を実施しているが、こうした事例を各課において共有して他の業務委託に活用できるように努められたい。

(行政経営課、契約課、関係各課)

所管部課： 行政経営課、契約課、関係各課

**平成 29 年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第 2 3 意見・要望</p> <p>(6) 委託の評価に関すること</p> <p>① 委託業務の評価基準・方法について</p> <p>現在、事務事業については、事業評価が毎年度に行われて、事務事業の改善見直しに反映がされているが、委託業務については、委託内容、経費などを定期的、経年的に点検・管理を行い、委託の効果を評価・検証する仕組みがない。</p> <p>地方自治法第2条第14項に定められているとおり、地方公共団体の事業の実施は、最少の経費で最大の効果を挙げる事が求められていることから、事務事業の業務委託についても主管課は毎年度末までには効果の評価検証が求められる。事務事業の業務委託は、契約書・仕様書等に基づき、委託目的・内容を定められた期間に業務として実施し、所期の効果をあげて、初めて委託の目的が達せられたと言える。</p> <p>委託の効果の評価検証としては、①委託の目的がどの程度達成されたかを検証し、②定期的に類似の民間事業者とのコスト比較などを通じてその達成度と費用を照合するなど、委託の効果を常に経済性・効率性・有効性の観点から測定し、③その結果を定期的または経年的に点検管理し明確にし、④委託内容や委託料の見直しなど委託業務に反映できるようにすることが必要である。</p> <p>現在、区には業務委託に関する評価検証に関する統一的な基準がないため、各主管課において個別に評価検証が行われている状況である。</p> <p>公の施設の指定管理者制度、業務委託成績評定試行要綱のように、区は事業者の委託業務の履行状況を確認・検査するモニタリングや業務委託の履行実績の検証、評価及びそれらに基づく見直し改善の取り組みが必要である。</p>	<p>第 2 3 意見・要望</p> <p>(6) 委託の評価に関すること</p> <p>① 委託業務の評価基準・方法について</p> <p>委託業務の継続的なモニタリング体制の強化については、業務委託の導入や継続のそれぞれのタイミングにおいて、評価検証に関する全庁的なルールの作成を検討する。</p> <p>検討に当たっては、リスクマネジメント推進本部の下命を受けた検討部会に設置されたワーキンググループにおける「外部委託推進ガイドライン」の改定に合わせて検討する。(行政経営課)</p> <p>平成 29 年度から業務委託成績評定について試行実施する中で、一定の評価基準を設け、各主管課において成績評定を実施しているところである。</p> <p>29 年度の試行実施を踏まえた課題としては、各主管課の評定にばらつきがみられることが挙げられる。30 年度も施行を続ける中で、評価のレベルを一定水準以上とすることを目指し、各主管課の評定スキルを上げていくよう、契約課で指導を行っていく。(契約課)</p>

主管課によっては「区役所コールセンター運営業務委託」や「学校用務業務等請負」のように委託業務の評価基準・方法を定めている委託があることから、このような事例を全庁で共有化し、他の業務の評価への参考、活用が図られるように行う必要がある。

一方、同じ委託でも「池袋駅周辺地域基盤整備方針検討業務請負」のようなまちづくり関係のコンサルタント委託は、コンサルの内容が審議会運営から区の調査検討への専門的な助言・指導などのさまざまな形態があり、またその専門性から画一的に評価することが難しい場合がある。

しかし、一定の成果物としての報告・調査・検討結果が必ずあることから、できる限り区の情報資産として取得し、委託の成果・効果としてその評価検証を蓄積する必要がある。

また、評価基準、評価結果等についても、一定規模以上の業務委託については委託の透明性の観点から公表するよう検討が必要である。

今後、区は、委託業務に対する検証・評価の基準・方法を業務分野別に標準化するとともに、実施結果を各課で共有し、各課での効果的な委託に資するような仕組みづくりを検討されたい。

(行政経営課、契約課、関係各課)

所管部課： 行政経営課、契約課、関係各課

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(7) 委託の見直しに関すること</p> <p>① 委託業務の改善・見直しの仕組みづくりについて</p> <p>事務事業の業務委託については、各主管課において受託事業者の履行実績及び実施状況に基づく委託業務の見直し・改善を定期的に原則実施し、その内容を委託に反映させることが求められている。</p> <p>業務委託の見直しについては、今回の監査の中では、例えば「国民健康保険課入力等業務委託」と「国民健康保険課窓口業務委託」は、これまで同じ主管課内で別々の事業者に委託しており、両委託業務の相互の調整を区職員が行っているが、これを一本化することでより効率的な業務運営が期待できる場合があった。</p> <p>このように委託の見直しについては、委託のコスト等の検討や効果・評価・結果を踏まえ、効率性や有効性の観点から委託業務の拡大、あるいは必要性の観点から委託業務の統合など見直しを幅広く検討することが必要である。</p> <p>また、見直しにあたっては、実際にその業務に携わっている事業者から改善提案を積極的に受けて、区民サービス向上、委託業務の品質向上の観点から反映させる仕組みも有益であると考える。</p> <p>さらに、委託事務事業の利用者に対するアンケートを事業者に実施させ、そのアンケートを踏まえた改善措置を求める仕組みも有効であると考える。</p> <p>今後、区は、一層の行政の効率化や行政サービスの向上のために、委託業務の見直し・改善を確実に実施するよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課、関係各課)</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(7) 委託の見直しに関すること</p> <p>① 委託業務の改善・見直しの仕組みづくりについて</p> <p>事務事業の業務委託については、現在検討を進めている継続的なモニタリング体制の強化の一環として、業務委託の導入や継続のそれぞれのタイミングにおいて、改善や見直しの判断プロセスを検討する。</p> <p>検討に当たっては、リスクマネジメント推進本部の下命を受けた検討部会に設置されたワーキンググループにおける「外部委託推進ガイドライン」の改定に合わせて検討する。(行政経営課)</p>
	<p>所管部課： 行政経営課、関係各課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(8) 職員の能力に関すること</p> <p>① 区職員の業務遂行能力の維持向上について</p> <p>現在、総合窓口課においては、窓口受付等業務について委託を行っているところであるが、朝1時間の住民異動窓口業務の対応を職員が直接行うことにより、職員の業務遂行能力の維持に取り組んでいる。また、健康推進課においても、窓口業務の委託の一方で、日常の電話対応については職員が直接行うことにより、職員の業務遂行能力の維持に取り組んでいる。</p> <p>事務事業の業務委託に伴い、地方自治体職員が委託業務に関して未経験、知識不足となり公務に関わる業務遂行能力の低下が生じ、行政の空洞化が進む懸念が指摘されている。</p> <p>本区においては、現在、区職員の職務能力の低下が現実化している状況ではないが、将来的には窓口業務に限らず全庁的に共通した課題とならないよう、業務委託を進めるうえで留意しなければならない事項である。</p> <p>区は、委託業務について、事業者に対する監督、検査、評価、指導を職員が確実に行うことで職員の業務管理能力の維持向上を図るとともに、他の団体への職員の派遣や委託業務に関する研修機会の付与などを併せて実施することで、業務委託を含む所管業務全体を的確にマネジメントできる能力の維持向上に努められたい。</p> <p>(行政経営課、人事課、人材育成担当課長、関係各課)</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(8) 職員の能力に関すること</p> <p>① 区職員の業務遂行能力の維持向上について</p> <p>他団体への職員の派遣については、これまでも職員の知識・能力向上のため、都主税局、児童相談所など、区の業務に直接関連する団体への派遣を行っている。今後も引き続き実施していく。(人事課)</p> <p>各職場の職務に関する専門知識・技能・ノウハウ等は、所管課のOJTにより維持向上を図っている。</p> <p>これは、業務を委託した後も、その履行状況を随時モニタリングし、区としての監督責任を果たしていくため、委託以前と同様に、その業務を構成する各ステップの意義とノウハウや、全体のプロセス、チェック方法等について、業務委託を含む所管業務全体についてOJTにより維持向上が行われ、所管課が組織として引き継いでいるものである。</p> <p>また、日々発生する業務の問題点や課題については、受託業者と所管課が共有するための打ち合わせを定期的実施し、双方確認の上で業務マニュアルに反映させるなど、業務遂行能力の低下防止につながるマネジメントを行っている。</p> <p>さらに、OJT 助成制度により、各課における OJT 研修の実施に伴う職員の移動にかかる旅費や講師謝礼等について一部助成を行っており、今後とも継続するとともに一層の周知に努めていく。(人材育成担当課長、行政経営課)</p>
	<p>所管部課： 行政経営課、人事課、人材育成担当課、関係各課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(9) 電算システムに関すること</p> <p>①電算システム関係の業務委託について 今回の監査では電算等システム関係委託業務が、競争入札による契約が3件、随意契約（特命随意契約を含む）が132件あった。</p> <p>内容的に見ると、新規のシステム導入はプロポーザル方式契約等が選択されており、システムの保守管理はシステム開発業者との「特命随意契約」が多く見られた。</p> <p>また、これらの電算業務は高度な専門性から、仕様書の作成や委託料の算定などが事業者により、区が独自に行うことが難しい面があり、また履行確認や効果検証は区独自によることが必ずしも十分と言えない状況であった。</p> <p>ICT技術の進展、行政サービスの多様化、業務効率向上の要請等により、IT関係投資が増加していることから、これを適正に導入・管理することは極めて重要である。現在、本区は情報化推進計画に基づき電算システム及び設備投資にかかる業務について、長期的・全庁的・総合的な視野に立ったビジョン・計画に基づいて実施している。</p> <p>しかし、これらの業務については、本区において専門知識と能力を持つ人材の確保が容易でないことから、システム内容では特に技術面で専門家以外は容易に理解できない状況がある。</p> <p>こうした状況にあつて、区は発注者として新規システムの導入に当たっては、競争入札を原則としつつ、プロポーザル方式も活用すべきである。</p> <p>またシステムの更新時等の場合には、委託料の算定について、適切に開発・保守作業内容を確認の上で行うとともに、事業者による見積もりを適切に点検することが求められる。</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(9) 電算システムに関すること</p> <p>①電算システム関係の業務委託について 電算システムにおける保守等業務委託については、委託業務内容の精査や委託経費の適正性などについて、専門的な知見から評価、検証を行うことができるよう、コンサルタントの利用等を含めて今後検討する。</p> <p>また、電算システムの調達については、「豊島区情報システム調達ガイドライン」により、プロポーザルによる業者選定を基本としてシステム調達を行ってきた。業者選定における評価内容として、システム稼働後のおおむね5か年の保守経費を含めた評価を実施しており、トータルコスト削減については一定の効果があったと認識している。また、システム保守経費については、年度ごとに法改正対応などによりシステム保守要件が変化することから、長期継続契約による複数年契約とすることが困難であると考え、電算システムの利用形態の変化などの動向を踏まえ、トータルコスト削減の仕組みづくりを検討する。（情報管理課、行政経営課）</p> <p>新たに電算システムを導入する際には入札ではなくプロポーザル方式を選択することが通常である。プロポーザル方式を採用するにあたっては、事前に採用の可否について総務部長と協議することとなっているが、この協議の中で保守を含めた契約ができないかどうかについても個別の事情を勘案しながら検討していく。（契約課）</p>

また、保守管理業務においても、開発業者でないとシステム改修や保守点検ができないものが多い状況となっている。また、人的対応が必要な保守業務の頻度や発生数が不確定であり、また予期せぬ故障や不具合への対応が生じるなど、保守業務の業務量の把握が困難な場合が多い。

このように、区としてソフトウェアの開発や保守等にかかる適正コストを見積もることが課題となっているが、それらのノウハウの集積や人材育成には時間がかからざるを得ないことを勘案すると、外部の専門家又は専門的な事業者による点検や助言指導のもとで検討する必要があると考える。

今後、区は電算システム関連の委託の内容、経費等の検討にあたって、専門的な事業者による調査や助言を受けて行う仕組みなどについて検討されたい。

また、保守点検業務を特命随意契約により委託を行う場合には、トータルコストを下げるため、システム調達の際に、保守点検経費を含めた競争入札又はプロポーザル方式により委託事業者を選定し、長期継続の複数年契約などについて検討されたい。

(行政経営課、情報管理課、契約課、関係各課)

所管部課： 行政経営課、情報管理課、契約課、関係各課

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(10) 個人情報に関すること</p> <p>①個人情報の取り扱いについて</p> <p>個人情報を取り扱う業務委託をする際には、「業務の委託に係る個人情報の安全確保のために守るべき事項」により、区は受託事業者から個人情報が漏えいしないよう、適切な受託事業者を選定し、受託事業者に対する監督を行う責任がある。このため主管課は、受託予定事業者が個人情報保護に関して適正な管理が行えるかについてあらかじめ調査しなければならないと定められている。</p> <p>今回監査の中で、主管課においては、受託事業者の誤りに対し、契約書内容順守の依頼、個人情報保護マニュアルを提示、営業担当職員の個人情報保護義務の遵守等、注意・指導等を行い、改善に一定の期間を要した場合があった。</p> <p>区は、受託事業者に対する個人情報保護等の指導・監督等のもと、「業務の委託に係る個人情報の安全確保のために守るべき事項」に基づき、受託予定事業者が個人情報保護に関して適正な管理が行えるかについて、事業者の選定に当たって十分な審査を行うとともに、委託業務の実施においても事業者が個人情報保護等の対策を適切に実施しているかの点検・確認を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(契約課、関係各課)</p>	<p>第2 3 意見・要望</p> <p>(10) 個人情報に関すること</p> <p>①個人情報の取り扱いについて</p> <p>委託業務において、個人情報の取扱いを徹底するためには、契約から検査まで一連の流れのなかで、受託者に対する適正な監督・検査を行っていくことが重要と認識している。</p> <p>そのため、各主管課に対しては、研修等を通じ改めて「監督・検査実施マニュアル」の徹底を周知するとともに、今後については、契約仕様書へ履行確認チェックシートの添付を義務づけ、入札の段階で契約課の確認を経ること等を検討していく。(契約課)</p>
	<p>所管部課： 契約課、関係各課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4 おわりに (要望)</p> <p>①職員の業務能力及び組織体制について</p> <p>制度やマニュアル等が存在しても、それらが適正に機能するためには、組織体制の確保とともに職員の能力の向上、職員の意識の向上が必要である。</p> <p>特に、各部局において改めて委託の可否の判断や契約方法の選択を行い、委託先の公正な選定及び委託事務の適切な執行を図るために、各部局において委託の導入、継続から検査、改善が一貫して実施できる組織体制の整備と人材の育成が必要である。</p> <p>また、業務委託について、政策経営部及び総務部による統括・調整を中心に一層の内部統制機能の強化が図られるよう要望する。</p> <p>② 行政サービス向上を効率的に実現する業務委託に向けて</p> <p>今回の監査では、委託契約において、契約方法では、競争性・透明性に課題がある場合が、個々の契約内容では、委託の契約仕様内容や委託料の積算等が不明確な場合が、また委託の履行確認で十分な効果検証がされていない場合などが見受けられた。</p> <p>このことは、長期的に繰り返し行われる委託契約が、各部局の業務量の増大もあってか、特に個々の検討も行われることなく前例踏襲のように行われてきたことが一因としてであると推測される。また、主管課によっては業務委託などの事務事業の効率化により行政サービスを向上</p>	<p>第2 4 おわりに (要望)</p> <p>①職員の業務能力及び組織体制について</p> <p>区は、これまで、危機管理指針の策定や事故ゼロ推進委員会の設置など、会計や契約事務の全庁的な総合的体系的推進体制の構築を行ってきた。今後も、業務委託を含め、事務執行上のリスクを対象に、2020年4月の改正地方自治法の施行に向け、区として求められる内部統制のあり方を検討し体制整備をしていく。(総務課)</p> <p>各職場の職務に関する専門知識・技能・ノウハウ等は、所管課のOJTにより維持向上を図っている。</p> <p>今後も、OJT助成制度により、各課におけるOJT研修の実施に伴う職員の移動にかかる旅費や講師謝礼等について一部助成を行い、より一層の周知に努めていく。(人材育成担当課長)</p> <p>② 行政サービス向上を効率的に実現する業務委託に向けて</p> <p>近年は業務委託や指定管理者制度を活用した事務の外部化を積極的に行ってきたが、この間、適切なモニタリングやリスクマネジメントの視点が不足しているなど、様々な問題が顕在化してきた。</p> <p>今後は業務委託の推進だけでなく、コンプライアンスやリスクマネジメントの視点を加え、業務委託の適正運用に向けたモニタリング体制の構築を検討する。(行政経営課)</p>

させると意識、意欲がやや停滞している表れと見ることもできる。

少子高齢社会の一層の進展、人口減少社会の影響が現実化しつつあるなかで、限られた行政資源で増加する行政需要に対応するためには、業務委託を含む民間活力の活用は今後とも必要不可欠と考える。

区は、拡大する事務事業の業務委託が真に行政サービスの向上のために有効であるかを常に検証し、評価し、改善を加えながら最少の経費で最大の効果を挙げることで、区民生活の福祉の向上を実現していく責務がある。

今後、区は、事務事業の業務委託について、必要性、公平性、経済性、適法性を確保する観点から、全庁をあげて点検し、改善・見直しすることで事務事業の業務委託の一層の適正な執行に努められるよう要望する。

所管部課： 経営政策部、総務部

(写)

30 豊教庶発第 1531 号
平成 30 年 10 月 2 日

豊島区監査委員 様

豊島区教育委員会教育長
三田 一則 (公印)

平成 29 年度行政監査結果報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第 199 条 12 項に基づき、別紙のとおり通知します。

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>①豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱（以下「プロポーザル方式実施要綱」という）第5条第2項（5）の規定において、選定委員会の事務局は、議事内容の概要を記録するものとされている。</p> <p>しかし、次に掲げる課は、選定委員会議事録が未作成であったり、議事録として内容が不足している、又は議事録の有無が確認できない等の状況であった。同要綱の遵守を徹底された。</p> <p style="padding-left: 40px;">（区民相談課、税務課、文化デザイン課、生活福祉課、地域保健課、学務課）</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>①平成23年度実施のプロポーザルについて指摘を受け、当時の書類等を検索したが議事録について確認できなかった。今後は「プロポーザル方式実施要綱」の遵守を徹底する。（学務課）</p>
	<p>所管課 区民相談課、税務課、文化デザイン課、生活福祉課、地域保健課、学務課</p>

**平成29年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>④プロポーザル方式実施要綱第20条第1項の規定において、受託候補者の特定結果については、契約締結後、(1) 業務名、(2) 業務概要、(3) 主管課の名称及び所在地、(4) 特定した受託候補者の氏名及び住所、(5) その他必要な事項を公表するとしている。また同条第2項の規定では、公表は区ホームページに掲載して行うものとしている。</p> <p>しかし次に掲げる課は、公表していない、又は公表内容に不足する項目があった。同要綱の遵守を徹底されたい。</p> <p>(区民相談課、生活福祉課、庶務課、学務課)</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>(1) 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱による事業者選定に関わる手続等について</p> <p>④平成23年度実施のプロポーザルについて指摘を受け、当時の書類等を検索したが公表に関して確認できなかった。今後は「プロポーザル方式実施要綱」の遵守を徹底する。(学務課)</p> <p>受託候補者の特定結果を区ホームページに掲載する際、公表事項が一部不足していたため、今後は要綱を遵守し、不足なく公表するよう徹底する。(庶務課)</p>
	<p>所管部課： 区民相談課、生活福祉課、庶務課、学務課</p>